12/15 朝日

2022・12・15

沖縄県の敗訴

自治の軽視を憂慮する

サッカーにたとえれば、相手チームの監督が審判をつとめ、その審判のジャッジが不公平だと第三者に訴えたら、訴える権利自体がないと切り捨てられた。そんなイメージだろうか。

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設計画について、県による「埋め立て承認の撤回」を国が取り消したことをめぐる訴訟で、最高裁は、県の上告を棄却した。

予定海域で軟弱地盤が見つかったため県が承認を撤回したが、防衛省沖縄防衛局は行政不服審査法に基づいて国土交通相に審査請求をし、国交相が県の撤回を取り消した。自作自演のような国の手法に最高裁は疑問を呈さず、「県には訴訟を起こす資格がない」とした。

私人を救済するための司法に基づき、国が不服を申し立てること自体、異例のことだ。多くの行政法学者が「制度の乱用」と批判したのに、判決が追認したのは残念だ。私人が救済を求める場合と同じ枠組みで判断していいのか、疑問が残る。

辺野古を巡っては国と県の間で訴訟が続く。15年以降の計12件のうち9件が終結し、確定判決に至った5件ではすべて県側が敗訴した。法廷闘争が相次ぐ要因の一つは、県がいくら訴えても本質論に踏み込まない司法の姿勢がある。入り口論で門前払いする判決を重ねてきた。

国と自治体の間で法的な紛争が起きたときに、それを解決するのは誰か。辺野古の例で言えば、地盤対策は十分か、沈下のおそれや生態系への影響をどう考えるのか。そうした論点も吟味した上で県の承認撤回の是非を検討し、どちらの言い分に理があるか、判断を示すことも司法の役割ではないか。

訴訟で顕在化したのは、地方自治が軽んじられる現状だ。

審査請求の手続きを通じて大臣が自治体の処分を取り消せるなら、政府の方針通りに動かない自治体を事実上、強制的に従わせられることになる。

こうした手法は「裁定的関与」と呼ばれ、国が自治体の判断を直接否定でき、行政運営の自主性を損なう。16年の行政不服審査法改正の際、見直しを求める声が自治体側から出ていたが、結局、抜本改正されず今日に至る。昨年、全国知事会は国と都道府県などが対等な立場で責任を果たせるよう、この手法を見直すことを国に提言した。

沖縄だけの問題ではなく、地方自治全体にかかわる問題であり、国は制度を再考すべきだ。

防衛政策であっても、有無を言わせず地方に意向を押しつけてはならない。十分な対話もなく、国が上級庁のごとくふるまい続ける限り、憲法に配された地方自治の真の実現は遠い。